

3. 刑法

①刑法36条

(正当防衛)

第三十六条 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛
するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。

2 防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

3. 刑法

刑法36条の要件及び効果

要件①：急迫不正の侵害があること

要件②：防衛の意思があること

要件③：「やむを得ずにした行為」であること
(防衛行為の必要性及び相当性)

効果：1項 → 罰しない（犯罪不成立）

2項 → 情状により、その刑を減輕し、
又は免除することができる

3. 刑法

刑法36条の趣旨

- 急迫不正の侵害という緊急状況の下で公的機関による法的保護を求めることが期待できないときに、侵害を排除するための私人による対抗行為を例外的に許容したものである

3. 刑法

刑法36条のイメージ

